

管理者			部長		課長	専決	係長		精算者		設計者	
令和8年度		諏訪市上水道水質検査業務委託							設計書			
諏訪市上水道取水施設及び配水施設												
設計大要							履行方法		委託			
水道法第20条に基づく水質検査 一式							履行期間		日間			
							起工年月日		令和8年 4月 日			
							完了年月日		令和9年 3月31日			
							契約保証方法					
業務設計用紙 諏 訪 市												

起 工 理 由

金

内 訳 明 細 書

業 務 内 訳 書

No	名 称	呼称	数 量	単 価	金 額	摘 要
1	直接業務費	式	1.0			科目1号内訳書
2	直接経費	式	1.0			科目2号内訳書
3	技術経費	式	1.0			科目3号内訳書
4	間接業務費	式	1.0			科目4号内訳書
	業務原価合計					上記の1~4
	諸経費	式	1.0			
	業務価格					
				÷		端数整理(万円止め)
	消費税相当額	式	1.0			委託費小計の10.0%計上
	合 計				0	

科目5号内訳書

分析業務費						
No	名 称	材名	数 量	単 価	金 額	摘 要
1	原水 39項目	保全技師 I	28.00			
2	浄水 52項目	保全技師 I	5.00			
3	浄水 9項目	保全技師 I	127.00			
4	浄水12項目	保全技師 I	39.00			
5	浄水かび臭2項目	保全技師 I	6.00			
6	基準1/5、1/10超過項目	保全技師 I	25.00			
7	簡易検査9項目(板沢、霧ヶ峰農場)	保全技師 I	6.00			
8	PFOS及びPFOA	保全技師 I	39.00			
9	原水クリプトスポリジウム等指標菌検査 (大腸菌・嫌気性芽胞菌)	保全技師 I	112.00			
10	原水クリプトスポリジウム等検査 (クリプトスポリジウム・ジアルジア)	保全技師 I	16.00			
	小計					
	合 計					

令和8年度 諏訪市上水道水質検査業務委託 仕様書

第1節 (基本事項)

1. 目的

本委託業務は、「令和8年度 諏訪市上水道水質検査業務委託」において、給水栓水及び原水等の水質検査を目的とする。

2. 適用範囲

本仕様書は、諏訪市長金子ゆかり（諏訪市公営企業管理者）（以下「委託者」という）が委託する「令和8年度 諏訪市上水道水質検査業務委託」に関し、委託者と受託者が遵守すべき事項を示すものである。

3. 業務の委託期間

令和8年4月（契約後）～令和9年3月31日までとする。

4. 入札資格

- (1) 水質検査の精度と信頼性を保証するため、令和7年度環境省「水道水質検査精度管理のための統一試料調査」において、項目1「塩化物イオン」・項目2「シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン」とともに「第1群」と評価された登録水質検査機関であること。
- (2) 分析業務の全項目を長野県内の自社事業所で行うこと。

第2節 (一般事項)

1. 法令等の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守すること。

2. 機密の保持

受託者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

3. 再委託の禁止

原則として水質検査を受託した検査機関においては、同一試験場内にて自ら水質検査を実施すること。なお、機器の故障等が発生し検査を自ら実施できない場合は、再委託先を含め委託者の承認を得ること。

4. 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議すること。

第3節 (検査項目)

1. 給水栓及び原水の水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

別紙1-1 (諏訪市上水道水質基準の項目及び検査頻度) のとおりとする。

(2) 採水日程

別紙1-2 (諏訪市上水道水質基準の項目と採水日程) のとおりとする。

(3) 採水容器の準備

採水容器は、委託者が指定した場所に受託者の負担で用意すること。同時に予備容器についても用意すること。また、採水容器の洗浄についても、受託者の責任において十分行うこと。

採水時に試薬の投与が必要な場合、受託者の責任において事前に採水容器に試薬を投与しておくものとする。

(4) 採水

試料の採水は、原則として委託者が行なうものとする。委託者は、採水容器に検体地点を明示し、運搬までの間、本容器を所定の場所に保管しておくものとする。

(5) 試料の運搬

試料の運搬は、受託者が行うものとする。運搬の際は、試料を冷却材等で、冷却して運搬すること。冷却材等については、受託者が用意するものとする。

(6) 検査の着手

受託者は採水日の午後に、受託者の任意の時間に試料の引き渡しを受け、すべての検査項目について同日、午後6時までには検査を開始するものとする。

2. 臨時の水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、委託者が指定をする。

(2) 採水日程

採水日程については、委託者が受託者に依頼をした日の翌日以降を指定する。受託者は指定された日程で水質検査を実施すること。

(3) 採水容器の準備

採水容器は、委託者が指定した場所に受託者の負担で用意すること。同時に予備容器についても用意すること。また、採水容器の洗浄についても、受託者の責任において十分

分行うこと。

採水時に試薬の投与が必要な場合、受託者の責任において事前に採水容器に試薬を投与しておくものとする。

(4) 検査費用

臨時の水質検査費用については、個別に別途契約とする。

(5) 採水

試料の採水は、原則として委託者が行なうものとする。委託者は、採水容器に検体地点を明示し、運搬までの間、本容器を所定の場所に保管しておくものとする。

(6) 試料の運搬

試料の運搬は、受託者が行うものとする。運搬の際は、試料を冷却材等で、冷却して運搬すること。冷却材等については、受託者が用意するものとする。

(7) 検査の着手

受託者は採水日の午後に、受託者の任意の時間に試料の引き渡しを受け、すべての検査項目について同日、午後6時までに検査を開始するものとする。

第4節 (検査方法等について)

1. 水質検査、報告書

(1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号(最新の一部改正規定を適用))により行うこと。

(2) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省水道課長通知 平成15年10月10日付健水発第1010001号(最新の一部改正規定を適用))に基づき実施すること。

定量下限値については、令和8年度水質基準値の1/10以下(非イオン界面活性剤は1/4以下)が確保されていること。

(3) 速報値の報告

給水栓及び原水の水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回調査時よりも著しく変化した場合には、水質検査項目ごと結果判明後直ちに委託者に報告すること。

(4) 再検査

委託者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、委託者と受託者で協議のうえ決定すること。

(5) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用すること。

(6) 報告書の作成

報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載すること。

2. 検査結果の信頼性確保

受託者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、委託者の要請に応じてその記録を速やかに提出すること。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録をすること。

(2) 作業記録

受託者は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行うこと。また、受託者は、日々実施した業務を作業日報として記録すること。

(3) 機器の整備

受託者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録をすること。また、常に適正な分析値が得られるように、機器の自主点検を徹底すると共に、必要な定期点検を受け、記録すること。

(4) 内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録すること。

(5) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について委託者の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採取日から一ヶ月間（土曜日、日曜日、祝祭日を含む。）とし、廃棄日を記録すること。なお、保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して、受託者が廃棄すること。

(6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について委託者の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存すること。

(7) 受託者への立入検査

上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、委託者(受託者から委嘱を受けた専門家を含む)は、随時、受託者への立入検査を実施できるものとする。

3. 安全管理

(1) 受託者は、本業務委託に係る事故防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

(2) 本業務委託施行中に事故が発生した場合は、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を委託者に報告すること。

4. 支払方法

(1) 支払方法については、委託者と受託者で協議によるものとする。

別紙1-1 諏訪市上水道水質基準の項目及び検査頻度

検査項目	検査回数 (検査時期)	検体数	採取場所(水源略)	数量
原水 水質基準39項目	1 (9月)	28	南沢 霧ヶ峰(第2) 新有賀 新井1, 2, 3, 5, 6 清水橋 お水神 道場 堀込(上、下) 第2接合井 科の木 ヨキトギ(上、下) 細久保 蓼の海 大笹 夫婦清水(上、下) 有賀 北真志野 南真志野 上野 後山 覗石	28
原水 クリプトスポリジウム等 指標菌検査 (大腸菌・嫌気性芽胞菌)	12 (毎月)	4	南真志野 北真志野 覗石 夫婦清水(下)	112
	4 (4・7・10・1月)	16	清水橋 お水神 道場 堀込(上、下) 第2接合井 科の木 ヨキトギ(上、下) 細久保 蓼の海 大笹 夫婦清水(上) 有賀 上野 後山	
原水 クリプトスポリジウム等検査 (クリプトスポリジウム・ジアルジア)	4 (4・7・10・1月)	4	南真志野 北真志野 覗石 夫婦清水(下)	16
浄水 水質基準52項目(★)	1 (5月、かび臭は8月)	5	角間沢 新有賀 有賀 南真志野 新井	5
	0 (来年度実施予定)	6	南沢 霧ヶ峰 北真志野 上野 後山 覗石	
PFOS及びPFAS	3 (8・11・2月) (★で1回実施)	5	角間沢 新有賀 有賀 南真志野 新井	39
	4 (5・8・11・2月)	6	南沢 霧ヶ峰 北真志野 上野 後山 覗石	
浄水 9項目 (一般細菌 大腸菌 塩化物イオン 有機物(全有機炭素(TOC)の量) pH 味 臭気 色度 濁度)	11 (5月を除く毎月) (★で1回実施)	5	角間沢 新有賀 有賀 南真志野 新井	127
	12 (毎月)	6	南沢 霧ヶ峰 北真志野 上野 後山 覗石	
浄水 消毒剤及び消毒副生成物12項目 (シアン化物イオン 臭素酸 塩素酸 クロロホルム ジブロモクロロメタン プロモジクロロメタン プロモホルム 総トリハロメタン クロロ酢酸 ジクロロ酢酸 トリクロロ酢酸 ホルムアルデヒド)	3 (8・11・2月) (★で1回実施)	5	角間沢 新有賀 有賀 南真志野 新井	39
	4 (5・8・11・2月)	6	南沢 霧ヶ峰 北真志野 上野 後山 覗石	
浄水 かび臭2項目 (ジェオスミン 2-メチルボルネオール)	0 (★に含む)	5	角間沢 新有賀 有賀 南真志野 新井	6
	1 (8月)	6	南沢 霧ヶ峰 北真志野 上野 後山 覗石	
浄水 基準1/10、1/5超過項目				
①ヒ素及びその化合物	3 (8・11・2月) (★で1回実施)	1	新有賀	3
②鉛及びその化合物	4 (5・8・11・2月)	1	霧ヶ峰	4
②鉄及びその化合物	0 (★で1回実施)	1	新井	0
③カルシウム、マグネシウム等(硬度)	0 (★で1回実施)	3	新井 有賀 新有賀	1
	1 (5月)	1	後山	
④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3 (8・11・2月) (★で1回実施)	1	新有賀	3
	0 (★で1回実施)	1	新井	
⑤フッ素及びその化合物	3 (8・11・2月) (★で1回実施)	1	新井	3
	0 (★で1回実施)	1	新有賀	
⑥蒸発残留物	(★で1回実施)	2	有賀 南真志野	11
	3 (8・11・2月) (★で1回実施)	2	新井 新有賀	
	1 (5月)	5	南沢 北真志野 上野 後山 覗石	
浄水 9項目 (一般細菌 大腸菌 塩化物イオン 有機物(全有機炭素(TOC)の量) pH 味 臭気 色度 濁度)	3 (4・8・12月)	2	霧ヶ峰農場(飲料水供給施設) 板沢(簡易給水施設)	6

別紙1-2 諏訪市上水道水質検査基準の項目と採水日程

実施月	採水日	検査内容	件数	対象検査ヶ所
4月	22日(水)	・指標菌検査	13	原水: 清水橋 お水神 道場 堀込(上、下) 第2接合井 科の木 ヨキトギ(上、下) 細久保 藜の海 大笹 夫婦清水(上)
		・指標菌検査+クリプト検査	1	原水: 夫婦清水(下)
	23日(木)	・毎月検査9項目	11	浄水: 全11ヶ所
		・指標菌検査	3	原水: 有賀 上野 後山
5月	13日(水)	・指標菌検査+クリプト検査	3	原水: 北真志野 南真志野 硯石
		・簡易検査9項目	2	簡水: 霧ヶ峰農場、板沢
		・水質基準全52項目検査(かび臭を除く)	1	浄水: 角間沢
		・毎月検査9項目	2	浄水: 南沢 霧ヶ峰
	14日(木)	・PFOS及びPFOA	2	浄水: 南沢 霧ヶ峰
		・消毒剤及び消毒副生成物12項目	2	浄水: 南沢 霧ヶ峰
		・指標菌検査	1	原水: □夫婦清水(下)
		・水質基準全52項目検査(かび臭を除く)	4	浄水: 新有賀 有賀 南真志野 新井
		・毎月検査9項目	4	浄水: 北真志野 上野 後山 硯石
		・PFOS及びPFOA	4	浄水: 北真志野 上野 後山 硯石
		・消毒剤及び消毒副生成物12項目	4	浄水: 北真志野 上野 後山 硯石
		・基準1/5、1/10超過項目	4	
		鉛及びその化合物	1	浄水: 霧ヶ峰
		カルシウム、マグネシウム等	1	浄水: 後山
蒸発残留物	5	浄水: 南沢 北真志野 上野 後山 硯石		
・指標菌検査	3	原水: □南真志野 北真志野 硯石		
6月	18日(木)	・毎月検査9項目	11	浄水: 全11ヶ所
7月	15日(水)	・指標菌検査	13	原水: 清水橋 お水神 道場 堀込(上、下) 第2接合井 科の木 ヨキトギ(上、下) 細久保 藜の海 大笹 夫婦清水(上)
		・指標菌検査+クリプト検査	1	原水: 夫婦清水(下)
	16日(木)	・毎月検査9項目	11	浄水: 全11ヶ所
		・指標菌検査	3	原水: 有賀 上野 後山
8月	12日(水)	・指標菌検査+クリプト検査	3	原水: 北真志野 南真志野 硯石
		・毎月検査9項目	3	浄水: 角間沢 南沢 霧ヶ峰
		・PFOS及びPFOA	3	浄水: 角間沢 南沢 霧ヶ峰
		・消毒剤及び消毒副生成物12項目	3	浄水: 角間沢 南沢 霧ヶ峰
	13日(木)	・かび臭2項目(52項目8月分含む)	3	浄水: 角間沢 南沢 霧ヶ峰
		・基準1/5、1/10超過項目検査	1	
		鉛及びその化合物	1	浄水: 霧ヶ峰
		・指標菌検査	1	原水: □夫婦清水(下)
		・毎月検査9項目	8	浄水: 新有賀 有賀 南真志野 新井 北真志野 上野 後山 硯石
		・PFOS及びPFOA	8	浄水: 新有賀 有賀 南真志野 新井 北真志野 上野 後山 硯石
		・消毒剤及び消毒副生成物12項目	8	浄水: 新有賀 有賀 南真志野 新井 北真志野 上野 後山 硯石
		・かび臭2項目(52項目8月分含む)	8	浄水: 新有賀 有賀 南真志野 新井 北真志野 上野 後山 硯石
		・基準1/5、1/10超過項目検査	1	
		ヒ素及びその化合物	1	浄水: 新有賀
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	浄水: 新有賀		
フッ素及びその化合物	1	浄水: 新井		
蒸発残留物	2	浄水: 新有賀 新井		
・指標菌検査	3	原水: □南真志野 北真志野 硯石		
・簡易検査11項目	2	簡水: 霧ヶ峰農場、板沢		
9月	15日(火)	・水質基準原水39項目検査	9	原水: 南沢 霧ヶ峰(第2) ヨキトギ(上、下) 細久保 藜の海 大笹 夫婦清水(上、下)
		・指標菌検査	1	原水: 夫婦清水(下)
	16日(水)	・毎月検査9項目	3	浄水: 角間沢 南沢 霧ヶ峰
		・水質基準原水39項目検査	7	原水: 清水橋 お水神 道場 堀込(上、下) 第2接合井 科の木
17日(木)	・水質基準原水39項目検査	12	原水: 新井1, 2, 3, 5, 6 新有賀 有賀 北真志野 南真志野 上野 後山 硯石	
	・指標菌検査	3	原水: 南真志野 北真志野 硯石	
10月	14日(水)	・毎月検査9項目	8	浄水: 新井 新有賀 有賀 南真志野 北真志野 上野 後山 硯石
		・指標菌検査	13	原水: 清水橋 お水神 道場 堀込(上、下) 第2接合井 科の木 ヨキトギ(上、下) 細久保 藜の海 大笹 夫婦清水(上)
	15日(木)	・指標菌検査+クリプト検査	1	原水: 夫婦清水(下)
		・毎月検査9項目	11	浄水: 全11ヶ所
11月	11日(水)	・指標菌検査	3	原水: 有賀 上野 後山
		・指標菌検査+クリプト検査	3	原水: 北真志野 南真志野 硯石
		・毎月検査9項目	3	浄水: 角間沢 南沢 霧ヶ峰
		・PFOS及びPFOA	3	浄水: 角間沢 南沢 霧ヶ峰
12日(木)	・消毒剤及び消毒副生成物12項目	3	浄水: 角間沢 南沢 霧ヶ峰	
	・基準1/5、1/10超過項目検査	1		
	鉛及びその化合物	1	浄水: 霧ヶ峰	
	・指標菌検査	1	原水: 夫婦清水(下)	
	・毎月検査9項目	8	浄水: 新有賀 有賀 新井 北真志野 南真志野 上野 後山 硯石	
	・PFOS及びPFOA	8	浄水: 新有賀 有賀 新井 北真志野 南真志野 上野 後山 硯石	
	・消毒剤及び消毒副生成物12項目	8	浄水: 新有賀 有賀 新井 北真志野 南真志野 上野 後山 硯石	
	・基準1/5、1/10超過項目検査	1		
	ヒ素及びその化合物	1	浄水: 新有賀	
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	浄水: 新有賀	
フッ素及びその化合物	1	浄水: 新井		
蒸発残留物	2	浄水: 新有賀 新井		
・指標菌検査	3	原水: 南真志野 北真志野 硯石		
12月	16日(水)	・毎月検査9項目	11	浄水: 全11ヶ所
1月	13日(水)	・指標菌検査	4	原水: 南真志野 北真志野 硯石 夫婦清水(下)
		・簡易検査11項目	2	簡水: 霧ヶ峰農場、板沢
2月	10日(水)	・指標菌検査	13	原水: 清水橋 お水神 道場 堀込(上、下) 第2接合井 科の木 ヨキトギ(上、下) 細久保 藜の海 大笹 夫婦清水(上)
		・指標菌検査+クリプト検査	1	原水: 夫婦清水(下)
	11日(木)	・毎月検査9項目	11	浄水: 全11ヶ所
		・指標菌検査	3	原水: 有賀 上野 後山
3月	2日(火)	・指標菌検査+クリプト検査	3	原水: 北真志野 南真志野 硯石
		・毎月検査9項目	3	浄水: 角間沢 南沢 霧ヶ峰
		・PFOS及びPFOA	3	浄水: 角間沢 南沢 霧ヶ峰
		・消毒剤及び消毒副生成物12項目	3	浄水: 角間沢 南沢 霧ヶ峰
	11日(木)	・基準1/5、1/10超過項目検査	3	浄水: 角間沢 南沢 霧ヶ峰
		鉛及びその化合物	1	浄水: 霧ヶ峰
		・指標菌検査	1	原水: 夫婦清水(下)
		・毎月検査9項目	8	浄水: 新有賀 有賀 南真志野 新井 北真志野 上野 後山 硯石
		・PFOS及びPFOA	8	浄水: 新有賀 有賀 南真志野 新井 北真志野 上野 後山 硯石
		・消毒剤及び消毒副生成物12項目	8	浄水: 新有賀 有賀 南真志野 新井 北真志野 上野 後山 硯石
・基準1/5、1/10超過項目検査	1			
ヒ素及びその化合物	1	浄水: 新有賀		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	浄水: 新有賀		
フッ素及びその化合物	1	浄水: 新井		
蒸発残留物	2	浄水: 新有賀 新井		
・指標菌検査	3	原水: 南真志野 北真志野 硯石		
3月	2日(火)	・毎月検査9項目	11	浄水: 全11ヶ所
		・指標菌検査	4	原水: 南真志野 北真志野 硯石 夫婦清水(下)

※採水日程については入札後、再度協議するものとする。